

商工神奈川

2019 9

TOP NEWS ▶ 関東甲信越静ブロック中央会会長会議 開催報告

Contents

〈巻頭〉関東甲信越静ブロック中央会会長会議 開催報告	2
〈特集〉消費税軽減税率制度の概要とポイント	4
組合Q&A	7
組合あんてな	8
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば・専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議 開催報告

『中小企業団体全国大会』への要望事項を 討議・調整

令和元年7月29日(月)、関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議が、静岡県静岡市「浮月楼」で開催されました。当会議には、ブロック内中央会の会長・専務理事他(本会からは森会長、西村専務理事、森川事務局長)が出席し、第71回中小企業団体全国大会への要望事項の討議・調整が行われました。要望事項は総合、税制、金融、労働、エネルギー・環境、工業、商業、サービス業の8項目で、主要要望事項(総合)は下記の通りです。

1. 中小企業・中小企業組合に対する支援策の強化

- (1) 国内需要を喚起するための経済政策を引き続き推進するとともに、景気動向に配慮した実効性のある総合経済対策を展開すること。
- (2) 景気回復と経済の好循環が隅々まで確実に浸透する対策を講じ、大企業との格差是正を図るとともに、中小企業の持続的な成長と生産性の向上を支援すること。
- (3) 中小企業支援策の効果的な展開を図るため、中小企業組合を通じた支援策の強化を図ること。
- (4) 「中小企業経営強化法」に基づく経営革新計画の推進をはじめとする中小企業の新たな取組みに対する支援の拡充を図ること。
- (5) 「環太平洋経済連携協定(TPP)」の効果が中小企業に及ぶ支援施策を講じること。

2. 中小企業対策・連携組織対策予算の拡充

- (1) 国は、地域経済を支える中小企業の持続的な経営基盤の確立に向け、中小企業対策予算を更に拡充、強化すること。
- (2) 「中小企業連携組織対策」を施策の重要な柱に据えるとともに、中小企業組合に対する唯一の支援機関である中小企業団体中央会が、安定的かつ継続的に事業を遂行できるよう、「中小企業連携組織対策事業費補助金」の拡充、強化に努めること。
- (3) 全国中小企業団体中央会の機能強化を図るため、職員の人件費及び都道府県中央会と連携した情報化の整備に係る予算を増額すること。

3. 中小企業組合制度の改正

- (1) 複数の都道府県にまたがる中小企業組合の認可権限及び届出事務については、すべての業種において都道府県に移譲し、一元化すること。また、認可申請、届出事務等に掛かる手続きの簡素化を図ること。
- (2) 「外国人技能実習生共同受入事業」や「特定技能外国人支援事業」に係る中小企業組合の認可事務等については、関係省庁間の調整を図る管理窓口の設置又は所管行政庁を一元化すること。
- (3) 共同事業の弾力化を図るため、員外利用の制限を緩和すること。
- (4) 監事の監査報告の通知期限を短縮すること。
- (5) 事業協同組合等における出資配当の制限を緩和すること。
- (6) 中小企業組合の設立にあたり、創立総会開催に係る公告期間を短縮すること。
- (7) 総代会の設置要件の緩和並びに要件を満たさなくなった場合の猶予措置を設けること。
- (8) 共済協同組合における組合員資格を見直すとともに、共済事業に該当しない見舞金の上限額を引上げること。
- (9) 理事会権限を強化すること。
- (10) 「外国人技能実習生共同受入事業」を目的とした組合の売買防止と定款の一括変更について制限を設けること。
- (11) 企業組合の設立要件である設立同意者数及び発起人数を緩和すること。

- (12) 企業組合の「別称(愛称)」の創設並びに制度活用のための法改正と組織運営に係る弾力的な運用を図ること。
- (13) 働く人が共同出資して起業し、ともに経営に携わる「協働労働」のための法人組織は、中小企業等協同組合法に基づく企業組合制度を改正して対応すること。
- (14) 商工組合、商店街振興組合の存続要件を緩和すること。
- (15) 任意商店街の設立推進、既存の商店街振興組合の存続を図るため、成立要件を緩和すること。また、協同組合と商店街振興組合の組織変更を可能とする法制度の弾力的な運用を図ること。

4. 中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡大

- (1) 「官公需の中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「中小企業者への国等の契約の基本方針」の趣旨を踏まえ、地方公共団体を含めた官公需施策の一層の普及、拡大を図ること。
- (2) 中小企業の受注機会の増大を図るため、少額随意契約の意義を広報するとともに、その適用限度額の引上げを図ること。
- (3) 中小企業及び中小企業組合の受注拡大を図るため、分離・分割発注を積極的に行うとともに、地元企業への発注を優先すること。
- (4) 過度な入札競争を避けるため、国等の発注に最低制限価格制度を導入し、実勢価格に基づいた適正な価格による発注に努めること。あわせて、物件等の発注だけではなく、役務の提供においても総合評価落札方式を実施すること。
- (5) 予算決算及び会計令や地方自治法施行令で定められている少額随意契約の限度額を上げるとともに、単独随意契約を可能とすること。
- (6) 官公需適格組合制度の拡大のため、適格組合に対する発注目標の設定、優先発注を推進すること。
- (7) 官公需適格組合における在籍出向による監理技術者の配置の促進並びに同組合に置く専任技術者の組合企業との兼務を認めるなど柔軟な対応を講じること。
- (8) 官公需総合相談センターへの財政支援を拡充すること。
- (9) 公共工事の発注にあたって地元産資材を使用すること。
- (10) 電子入札の仕様を統一し、かつ簡素化すること。

5. 復興支援の推進と防災対策の強化

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故により、依然として営業機会を逸し、風評被害を受けている中小企業に対して、事業再建等の自立に向けた適切な措置を講じること。
- (2) 国土強靱化計画の遂行と甚大被害からの迅速かつ着実な復旧・復興に際しては、十分かつ確実な予算の確保と中小建設業者をはじめとする地元中小企業の健全経営を図るため次の施策を講じること。
 - ① 国土強靱化基本計画、第四次社会資本整備重点計画等を通じ、社会資本整備の将来的見通しをより具体的に明らかにするとともに、公共事業費の予算の確保・拡大を図りつつ、重点的に地方への配分を行うこと。
 - ② 地域に密着した地元中小企業による施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、地域に応じた適切な要件設定や指名競争入札を積極的に活用するほか、社会資本の老朽化対策や工事施工を円滑に進めるためにも地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。
- (3) 「中小企業等強靱化法」による「事業継続力強化計画」に基づく防災・減災 設備等の導入に対する補助制度の拡充並びに複数の中小企業が連携して行う場合の特段の補助率や補助額等の優遇措置を設けること。

6. 事業承継支援の充実・強化

- (1) 伝統産業の業界及び中小企業の存続に向け、組合制度を活用して後継者育成・事業承継などを行う場合の支援措置を設けること。
- (2) 中小企業組合による体系的な後継者教育、相談員の設置・育成など事業承継支援の体制整備に対する補助事業を創設すること。

各ブロックで挙がった要望事項を全国中央会が取りまとめ、さらに討議・調整の上、鹿児島で開催される第71回中小企業団体全国大会の決議に反映されます。



消費税軽減税率制度の概要とポイント

税理士法人コスモ・アソシエイツ 税理士 成田智史 氏

2019年10月1日の消費税率引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象となるのは飲食物品(お酒、医薬品や外食サービス等を除く)と週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)に限定されているため、軽減税率対象品目の販売を行っていない事業者には関係がないものと勘違いされがちですが、実際には全ての事業者に関係があります。例えば、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入、新聞の定期購読などは軽減税率の対象となるため、これらの費用については、税率ごとに区分した経理が必要となります。

また、仕入税額控除の要件となる帳簿の保存方式が2段階で変更される事と、免税事業者からの仕入税額控除のルール変更も全ての事業者にとって影響がありますし、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者にとっては税額計算の特例もありますので、下記のスケジュールをもとに、増税後のポイントを3点紹介します。

	2019/10/1	2021/10/1	2023/10/1	2026/10/1	2029/10/1
(1)保存方式	①区分記載請求書等保存方式		②適格請求書等保存方式		
(2)税額計算の特例	①売上税額				
	①仕入税額				
(3)免税事業者からの仕入れ			①80%		②50%

(1)保存方式(仕入税額控除の要件)

現行の「請求書等保存方式」は取引の相手方が発行した領収書や請求書の保存を仕入税額控除の要件としており、その請求書等に「適用税率」、「税額」を記載することは義務付けられていません。

しかし、2019年10月1日の増税とともに軽減税率が実施されるため、すべての取引について「適用税率」、「税額」を区分する必要性が生じます。

①区分記載請求書等保存方式(2019年10月1日～2023年9月30日)

従来の記載事項に加え、請求書等に(イ)軽減税率の対象品目である旨、(ロ)税率ごとに合計した対価の額を記載する必要がありますが、売り手に記載義務はなく、記載がない場合は買い手が追記することができます。なお、免税事業者からの仕入れも従来通り仕入税額控除することができます。

②適格請求書等保存方式(2023年10月1日～)

適格請求書等発行事業者の登録(2021年10月1日受付開始)をした事業者から交付を受けた適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書には①(イ)、(ロ)に加えて、(ハ)発行者の登録番号、(ニ)税率ごとに集計した消費税額等を記載する必要がありますが、買い手が追記することはできません。

なお、後述する(3)の期間経過後は免税事業者からの仕入れを仕入税額控除することはできません。

(2) 税額計算の特例(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者のみ)

①売上税額の特例(2019年10月1日～2023年9月30日)

- (イ)仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者は、「仕入総額に占める軽減税率対象品目の仕入額の割合」を売上高に乗じて軽減税率対象品目の売上げとすることができます。
- (ロ)(イ)以外の事業者は、「通常の連続する10営業日の軽減売上割合」を売上高に乗じて軽減税率対象品目の売上げとすることができます。
- (ハ)(イ)、(ロ)の計算が困難な事業者(主に軽減税率対象品目を販売する者が対象)は、売上高の50%を軽減税率対象品目の売上げとすることができます。

②仕入税額の特例(2019年10月1日～2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間)

- (イ)売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者は、「売上総額に占める軽減税率対象品目の売上額の割合」を仕入高に乗じて軽減税率対象品目の仕入れとすることができます。
- (ロ)通常は提出した課税期間の翌課税期間以後に届出の効力が生ずる簡易課税制度選択届出書について、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

(3) 免税事業者からの仕入れ

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除できませんが、導入後6年間は一部の仕入税額控除が認められています。

①仕入税額相当額の80% (2023年10月1日～2026年9月30日)

②仕入税額相当額の50% (2026年10月1日～2029年9月30日)

上記の3つにポイントを絞って紹介しましたが、適格請求書等保存方式により、経理税務実務は大幅に煩雑化します。

例えば、今までは単に「課税仕入」として処理していた一つの取引について増税後は、「相手方が適格請求書等発行事業者かどうか」、「標準税率と軽減税率のどちらなのか」を判断する必要があります。

また、免税事業者は自ら課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録をする必要が出てくることもあるでしょう。

その他、軽減税率対象品目を取り扱う中小事業者は、複数税率対応レジや請求書管理システムなどを2019年9月30日までに導入し、同年12月16日までに申請をすることにより補助金を受給できる場合がありますので、ご検討ください。

平成30年度(第2次補正分)消費税軽減税率対策相談窓口 相談等事業のご案内

中央会では、消費税の軽減税率制度について事業者の皆様が準備を円滑に進めていただけるよう、講習会の開催や専門家派遣を実施しております。組合並びに事業者の皆様が本格的な準備を始められるにあたり是非、当事業の活用をご検討ください。

講習会開催や専門家派遣を希望される場合は、以下のお問合せ先までご連絡ください。

■事業概要

実施期間：2019年3月6日～2020年1月31日

費用：原則、本会で負担いたします。

開催テーマ：軽減税率・インボイス制度、POSレジ導入、価格転嫁対策、キャッシュレス決済等、消費税に関連するテーマ

【お問合せ先】 神奈川県中央会 組織支援部 TEL:045-633-5133

お肉の祭典 「ちくさんフードフェア2019」開催のお知らせ

今年も公益財団法人日本食肉流通センター、日本食肉流通センター川崎冷蔵事業協同組合、神奈川県食肉事業協同組合連合会等が主催となり、お肉の祭典「ちくさんフードフェア」が開催されます。当イベントは「お肉の『おいしさ』、『食べる楽しさ』を体験しよう!!」をキャッチフレーズに食肉の販売や試食、知識の普及等を目的として毎年開催されており、昨年度の来場者は13万人にも上りました。当日は全国味めぐりコーナーや地域物産展、料理セミナー等の開催も予定されており、子供から大人まで楽しめる内容となっています。開催概要は下記の通りとなっておりますので、是非、この機会に足を運んでみてはいかがでしょうか。

【開催概要】

開催日時：令和元年10月12日(土)～13日(日) 10:00～16:00

開催場所：公益財団法人日本食肉流通センター
(川崎市川崎区東扇島24番地)

入場料：無料

会場直行無料バスあります

JR 川崎駅東口・京急川崎駅
市バス11番のりばより随時運行

「アビリンピック神奈川2019」開催のお知らせ ～『高い技能・高い志』ここに集結！～

第17回神奈川県障害者技能競技大会「アビリンピック神奈川2019」を、下記のとおり開催いたします。見学は自由ですので、企業の皆様も是非ご来場ください。

「アビリンピック」は障害のある方々が日ごろ職場や学校等で培った職業技能を互いに競い合うことにより、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

本大会で優秀な成績を収めた選手は、神奈川県知事の推薦により全国大会に出場できます。さらに全国大会で優秀な成績を収めた選手は、概ね4年に1回開催される国際大会へ参加することができます(競技種目による)。

★「アビリンピック(ABILYMPICS)」とは、「アビリティ (ABILITY・能力)」と「オリンピック(OLYMPICS)」をあわせた造語です。

開催日時

令和元年10月24日(木) 13時30分～15時30分(機械 CAD 競技)

令和元年10月26日(土) 9時00分～15時30分(機械 CAD 競技を除く11種目)

※競技時間は各競技で異なります。

競技種目

DTP、機械 CAD、電子機器組立、ワード・プロセッサ、ホームページ、ビルクリーニング、表計算、パソコンデータ入力、縫製、喫茶サービス、製品パッキング、オフィスアシスタントの12種目

開催場所

神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部

高齢・障害者業務課 (TEL: 045-360-6010)

<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/>

【アクセス】「小田急相模原駅」北口バス①番のりば「小04北里大学病院・北里大学」「古09古淵駅」「町09町田バスセンター」「相21相模原駅南口」行きに乗車(約6分)、「第一住宅」停留所で下車、徒歩3分。

※今年度は駐車場利用ができません。当日は公共交通機関をご利用の上ご来場ください。



昨年度の競技の様子



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第24回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 当組合では、理事長・副理事長・専務理事で組織する三役会での決定に沿って業務執行を行っています。法律上問題がありますか？

A. 議決で理事長の専権とされた事項を三役会に委ねることは許されません。

理事数が多い組合の場合には、理事会の他に三役会という機関が設けられているケースがあります。理事会を開催するのは招集手続が面倒だし、それほどの重要案件ではないけれども、理事長1人で決定するにはちょっと責任が重い、などという場合に開催されることが多いようです。三役会は、理事会で審議すべき事項を事前に検討し、その検討内容を理事会に答申することを役割とする「諮問機関」、理事長に与えられた権限の範囲内の業務をチーム編成して行うことを役割とする「理事長の業務執行の補佐機関」としての性格を持っているといえます。三役会には、理事会のような招集手続も議事録の作成義務もありませんから、機動的に開催することができ、三役で腹を割って本音で話をしやすい場であるといえます。三役会での意思決定に従って組合運営を行うことで、スピード感をもって組合運営を行うことができ、議論を深めることができるというメリットがあることは否定できません。

しかしながら、注意しなければいけないことがあります。それは、協同組合の意思決定機関として中小企業等協同組合法(以下、組合法)上規定されているのは、総会と理事会のみであり、それ以外はないということです。すなわち、組合法上、協同組合の意思決定は総会あるいは理事会で行わなければならないのです。

三役会は、前述のとおり、理事会の諮問機関ないし理事長の業務執行の補佐機関に過ぎないのです。ですから、組合法上、総会や理事会での議決事項とされていることを三役会で決定したり、定款や総会

具体例で見てみたいと思います。例えば、総会に提出する議案を三役会で決めることはできません。組合法は、第49条で総会の招集手続について定めていますが、その1項及び2項で、総会の招集は理事会で決定すること、招集の際にはその目的である事項(議案)を示すことを要求しています。仮に、三役会で総会の議案を検討した場合には、その後、その議案を総会に提出することを理事会で決議をするという手続が必要になります。三役会で決めた議案をそのまま総会に提出することは組合法違反となってしまうのです。理事会での決議を省略して総会を開催した場合には、その総会決議に瑕疵があったとして、総会決議が取り消されてしまう危険性がありますので、注意が必要です。

一方、例えば、通常総会開催前の監査のために監事に提出する決算関係書類は、理事会での議決を経ることは組合法上何ら要求されていません。したがって、三役会での審議を経たものを監事に提出すれば足りるのです。三役会での審議を経た決算関係書類を理事会での審議を経ることなく監事に提出したとしても、組合法違反とはならず、その決算関係書類に基づいた決算承認を監査後の理事会及び通常総会で行えば足りるのです。三役会でできること、できないことを把握しながら、三役会のメリットをうまく活用しながら組合運営を行っていただければと思います。

② 回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別 専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律・税務・経理

令和元年

10月2日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 業務推進部 TEL:045-633-5131



第43回通常総会を開催

神奈川県中小企業団地組合連絡協議会

神奈川県中小企業団地組合連絡協議会は、令和元年8月21日(水)、ホテル横浜ガーデン(横浜市中区)にて、第43回通常総会を開催しました。

当協議会は、県内の団地組合を会員として昭和51年6月に設立。神奈川県中小企業団体中央会に事務局を置き、県内の団地組合27組合で構成されています。会員組合及び傘下企業間の情報交換を行うとともに、研鑽強化を目的に活動しています。

総会では平成30年度事業報告・決算報告、令和元年度事業計画・収支予算等の議案、任期満了に伴う役員改選について審議が行われ、会長には丸山裕司氏(神奈川県綾瀬工業団地協同組合 理事長)が再任しました。

総会後には、MS & AD インターリスク総研株式会社中井大介氏より「企業における高齢運転者の安全運転対策について」、と題して、高齢運転者の特性や雇用者視点での高齢運転者の管理方法についての説明が行われました。

講習終了後には懇親会が開催され、丸山会長より、あやせ工業団地オープンファクトリー(神奈川県綾瀬工業団地)について紹介がありました。詳細は下記記事をご覧ください。



神奈川県中小企業団地組合連絡協議会に関する
お問合せはこちらまでお願いします。

TEL : 045-633-5132

神奈川県中央会 連携開発部内

「あやせ工業団地オープンファクトリー」開催のお知らせ

神奈川県綾瀬工業団地協同組合

神奈川県綾瀬工業団地協同組合(神奈川県綾瀬市)は設立50周年事業として、組合の委員会が主体となり「あやせ工業団地オープンファクトリー」を綾瀬市の協力を得て、令和元年10月19日(土)に開催します。

「ぼくの、わたしの日常、みんなの非日常」をテーマに、工業団地内27社のものづくりの溶接やレーザー加工等“ものづくりのまち綾瀬”を見て、体験することができます。

子供から大人まで、普段見ることのできない非日常を体感できる内容となっておりますので、是非この機会に足を運んでみてはいかがでしょうか。

【開催概要】

開催日時: 令和元年10月19日(土) 10:00~15:00

開催場所: 神奈川県綾瀬工業団地協同組合内
(神奈川県綾瀬市深谷上8-21-25)
※綾瀬市役所より送迎バス7分

入場料: 無料

※小学生以下の参加は保護者同伴でお願いします。

【お問合せ先】 組合事務局 TEL : 0467-78-8383

あやせ工業団地オープンファクトリー
2019年10月19日(土) 10:00~15:00

工場見学・体験
ものづくりのまち綾瀬をのぞいてみる！

1.受付
バッジを渡します
[組合事務所]

2.移動
興味のある工場へGO!

3.見学・体験

あやせ工業団地オープンファクトリー
開催日 2019年10月19日(土) 10:00~15:00
※雨天時は順延又は中止、小雨決行 予備日 10月26日(土)
※小学生以下の参加は保護者同伴でお願いします。
〒252-1108 綾瀬市深谷上8丁目21-25
TEL 0467-78-8383

主催: あやせ工業団地オープンファクトリー実行委員会
後援: 綾瀬市、一般財団法人地域活性化センター
この事業は公益財団法人地域社会振興財団の交付を受け、長寿社会づくりソフト事業として実施しています。

神奈川県中小企業団体事務局長協会

視察研修会を開催



神奈川県中小企業団体事務局長協会は、令和元年7月23日(火)に東京都中央卸売市場豊洲市場(東京都江東区)にて、視察研修会を開催しました。

当研修会では、国内の新たな台所となった豊洲市場をツアーガイドとともに視察する内容で、様々な工夫を凝らして多くの観光客を集める、その仕組みについて学びました。

観光客が市場に訪れる一番の理由はマグロの競り見

学で、ホームページから事前申し込みをすると、専用デッキにて間近で見学することができ、競りの開始を告げる鐘の音や競り人の掛け声が聞こえる等、より臨場感を味わうことが可能です。また、競り人の値段交渉の方法「手やり」について、外国人観光客も楽しめるよう、英語併記の解説ボードが設置される等、細かい配慮がされています。なお、市場は「卸売り」が原則のため、観光客は競り人が取引する魚を買うことはできませんが、市場に届いた魚介類や青果物を購入できるよう、曜日限定でマルシェ等が開催されています。その他にも市場の職人が使用する調理器具やグッズが販売されていたり、市場の歴史と機能が学べるコーナーが設置されていたりと、観光客を飽きさせない仕組みが随所に施されており、豊洲市場は単なる卸売市場ではなく、インバウンド対策も含めた、来場者の満足度を高める様々な工夫が凝らされた魅力的な観光施設でもあることを再認識しました。

視察研修後は交流会場に移動し情報交換を行い、会員同士の交流を深めました。



ツアーガイドの説明を受ける会員



市場内の様子

神奈川県中小企業団体事務局長協会に加入しませんか？

当協会は昭和52年に発足して以来、中小企業組合の運営及び組合事務局の資質の向上を目指し、視察研修会、講習会をはじめ多彩な活動を続けております。現在、県内の中小企業団体に専従している事務局長約90名が会員となっています。中小企業組合の活性化のためには、組合事務局が組合中枢として活発に活動することが不可欠であり、そのためには、常に組合事務局がレベルアップに努め、多様なノウハウを蓄積することが重要です。

貴組合の発展と積極的な活動のため、当協会がお役に立てるのではないかと考えておりますので、是非、加入のご検討を頂ければ幸いです。

【団体概要】

会 員 数：93名(令和元年9月時点)

会 費：年額 8,000円 ※事業毎に参加費は別途徴収いたします。

事業年度：9月1日から翌年8月31日

会員資格：神奈川県内に事務所を有する中小企業団体の常勤役員で事務局長又は事務局長と同等の地位にある方

【お問合せ先】 神奈川県中央会 企画情報部内 TEL:045-633-5134



製造業

食

パン

引合いはある程度見込めるが、配送を伴う取引は人件費に見合う取引になりにくい。従業員確保が難しい中、10月の最賃アップ率も大きく、より厳しい経営環境となる。

料

ひもの

原料となる魚の確保が依然厳しいため魚の仕入値が上昇傾向にあり、収益好転の兆しが見られない。長雨&低温の天候不順のほか地元観光地である箱根・大涌谷の火山活動も当業界にとってマイナス要素ではないかと思慮する。

品

繊維工業

テントシート

7月は例年に比べ売上が下がり、受注額も各社減っている状況。消費税増税による駆け込み需要もなく、大分厳しくなっている。

木材・木製品

家具

住宅着工は横這い局面。小売・造り込み家具とも、売上・採算は厳しく、不振が続く。消費税増税による駆け込み需要は乏しく、今後一層厳しくなるとの見通しが多く、業者にある。消費税増税が確実視され、好調を継続している業者にあっても、危機感を強めている。

印

製本

全体的に例年よりも仕事量が少ない月であった。7月6日に全国の製本会社の若手組織「全日本製本青年会」の全国大会が行われた。「覚悟」のスローガンのもと、全国の情報交換や事業展示等で交流をもつことができた。

刷

印刷

7月5日、関東甲信越静地区印刷協議会が茨城にて開催された。近県から約150名の組合員が集まり、印刷業界の発展のため、情報交換し、また多くの課題を話し合っ今後の方向性を認識し、懇親を深めた。

化学・ゴム

石油製品

天候不良による影響を受け、7月のガソリン出荷量は第3週時点で前年の89.9%に留まった。昨年は7月に入るとガソリン出荷量が週100万kl規模に増加し、9月初頭までその勢いを維持していた。今年も今後好天が見込まれることから、今までの落ち込みを少しでも挽回できることを期待している。

土石製品・窯業

砕石

単月では雨天が多く、出荷は低調であったが、需給のファンダメンタルが良好で前年を上回っている。価格改定も引き続き実施中。

鉄

工業塗装

派遣会社からの情報としては、オリンピック関連の需要は終息に向かっており、人材が余りつつあるとのことである。消費税の引き上げの正式決定等、今後の需要には不確定要素が多い。受注が不安定であり、先行き不透明の状態である。

鋼

工業団地（相模原市）

機械受注総額の減少を背景に、受注競争が激しくなり、受注価格の低下傾向等が顕著となってきた。共同受電使用電力は、天候不順等もあり前年同月（4～6月）比▲5.7%となった。

金

工業団地（相模原市）

現状、横這い推移の業況が続く。人員の確保について、新卒は期待薄。中途採用市場を探る状況。

属

工業団地（伊勢原市）

大企業自体の落ち込みにより、売上減少、あるいは低迷の状況が続いている。人手確保については、スポットの仕事に対応する募集も厳しい。

メッキ

組合員の生産額は前年同期とほぼ変わらず。二極性もそのまま継続している。人手不足は解消されず、10月の消費税増税とこの度決定された最低賃金1,011円は、製品に転嫁されなければ中小企業、特に小規模零細企業にとっては、廃業へのトリガーにもなりかねない。

金属製品

中国経済の減速の影響が国内企業にも出始めている。それに加えて日韓問題もあり、日本はどう対応していくのか、問題山積。

製その他業の

工業中心の複合業種

先月に引き続き動きは鈍い。会員企業は、ほぼ受注減の様子。米中の貿易摩擦の影響を懸念している企業も多い。世界情勢も微妙な状況の中、今後の不安は増すばかりである。

景況天気図（前年比）

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	 -37.8%	 0.0%	 0.0%	 -13.5%	 -36.5%	 -20.3%	 -19.0%	 -5.4%	 -37.8%
製造業	 -28.6%	 4.8%	 -4.8%	 -9.5%	 -38.1%	 -14.3%	 -19.0%	 -14.3%	 -38.1%
非製造業	 -41.5%	 4.0%	 1.9%	 -15.1%	 -35.8%	 -22.6%	—	 -1.9%	 -37.7%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値（KJ）をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸 売 業	菓子卸 売上は昨年と比べて悪かったようである。雨の日も多く、飲料の売上も思ったほど伸びなかったようだ。
	金属原料 金属原料の鉱石の価格は高くなり、金属スクラップは安くなっている。
	料理材料卸 先月よりは若干売上は良いが、前年対比は数ヶ月続けて減少傾向。問題は人手不足の深刻さであり、運送業界もますます改革を迫られており、その影響が我々卸にも波及しつつある。加えて、お客様への納品時の放置車両の取り締まりも身近な問題で、人手不足の中改正を促さねばならないと考える。
	リサイクル 古紙市況は、中国向けを中心とした輸出市況面で、ダンボール、新聞、雑誌古紙の各品目ともに下落が続いてきたが、市場には底入れムードも出てきており、今後上昇に転じていくかと期待される。故繊維市況は、市中回収量は季節的要因から減少、国内市場の需要は低調。海外の需要も後退しており、国内外が弱気ムードとなっている。
小 売 業	菓 子 毎年のことではあるが、6・7・8月と売上が暑さのせい減少。9月に入れば敬老の日、十五夜、彼岸などがあり、忙しくなることが予想される。
	青 果（横浜市） 7月取扱高は前年同月対比9%強減少。曇天続きでの品薄・価格高騰による販売量減少が要因と思われる。納品業者は価格高騰により収益状況がかなり悪化している模様。7月末には梅雨明けとなったが西瓜等の夏の果実の売上が芳しくなかった。
	青 果（横須賀市） 記録的な低温・天候不安定・日照不足による生育不良で、相場は乱高下を繰り返した。特に果菜類、キュウリ、ナス、トマト等が一時的にはあるが高騰。桃やスイカは梅雨寒の影響で需要が伸びず販売に苦戦。総体的には、利益が減少し、ますます厳しい状況に。
	電化製品 7月後半に入り、暑さの影響もあり、エアコンの動きがやっと活発になってきた。振込詐欺防止の為、横須賀南支部で横須賀警察・かなしんと協力して防犯電話機設置無料サービスキャンペーンを行う。
	燃 料 原油価格は、7月第1週は上昇、第2週は下降、第3週は大幅に上昇、そして第4週には下落と、週ごとに変化しており、JXTGの仕切価格はほぼ7月当初の価格と同内容となっている。末端市場は毎週の変化に追いつかず依然として安値安定といった状況と思われる。
	共同店舗 10月に消費税が10%になる為か、消費が低迷している。
商 店 街	商店街（藤沢市） 客数は前年を僅かに上回った。逆に、売上は一人当たりの購入金額減少で前年割れであった。業種別では、飲食・衣料が好調で、長梅雨の影響か、飲料・お酒・日焼け止め等、夏の商品を扱う業種は概ね苦戦した。
	商店街（川崎市） 天候不順が原因で、全ての業種において良いところがあったという印象。また、参議院選や韓国との貿易問題等で、観光地ではないので直接的には関係ないと思うが、安定した情勢ではないので消費を控えてしまう傾向がある。
	商店街（横浜市） あまり景況は良くなっていない。
	商店街（相模原市） 梅雨模様の日が続き、街も活気に欠け、売上・景気ともに、ぱっとしないものであった。

サ イ ビ ス 業	温泉旅館 7月は、選挙、天候不順等のマイナス要因があり、顧客確保のため、プライスダウンした施設も見られた。
	医療業 梅雨明けが大幅に遅れ、昨年のように高齢者が救急車で搬送されるような「熱中症」は激減している。しかし、病院のベッド稼働状況は高止まりしており、本格的な夏シーズンを迎え、入院ベッド不足が懸念される。
	ファイナンシャルプランナー 公共団体等からの委託事業への応募人員は、増加傾向である。委託事業の募集窓口に対する地道な勧誘活動が効果を発揮しはじめている。今後の組合の事業の広報活動の参考にしていきたい。
	情報サービス業 発注先の2019年度業績予想(営業収益・営業利益)の前年比減少傾向から、今後の通信業界の景況感として懸念される。引合旺盛、人不足感あり。3社は売上高減少、受託案件の締日が次月以降となったため。
業	不動産鑑定 中古戸建住宅の取引件数は減少しているが、成約価格は上昇傾向にある。
	プラント設計 働き方改革による残業規制が徐々に影響してきている。
	建築設計 総会シーズンが終わり、新年度の予算決定や役員改選があり、来年は東京オリンピックを控え、何かと慌ただしい今日この頃である。現在、当組合では、受注の幅を広げるために、異業種交流や官公庁の情報収集、会員の技術の研鑽等を行っている。今後、その成果を紹介できるよう励みたい。
建 設 業	管工事業 経済動向は緩やかに改善とのことである。管工事業としては、発注件数の約4割を占める第2四半期の公共工事や民間需要の設備系工事に期待したい。
	電気工事 人手不足で、仕事はあるが施工する人材がいない(特に中堅層不足)。代理人はいるが職方が不足、または代理人がなくて職方が余っている。そのため、官公庁受注に躊躇してしまう。働き方改革については、繁忙期での対応に苦慮している。夏工事、休日工事は減少。
	空調設備工事 今、仕事が多く、人手不足になっている。今後、今以上に人手不足が大きな問題となる。
業	畳工事 7月の雨は最悪である。納期は伸び、工程も思う様に進まない。作付が心配になるが、農家への影響はそれほどでもないらしい。
	道路貨物（横浜市） 売上の減少が続いている。その主な原因はドライバー不足であり、稼働率が悪化している。解消の見込みはなく、先行き不安である。
	道路貨物（横浜市） 人材不足が変わらず続いているため、売上増加が見込めない。
そ の 他 の 非 製 造 業	歯科技工 歯科用貴金属価格が最高値を更新し、材料の値上げもあり、収益状況は悪化した。製作技工に要する費用が正当に歯科技工所に届くシステムの確立が必要で、できなければ経済問題は遅々として進まず、組織が崩壊する。
	不動産 外国人の住まい探しが活発になったが、日本語を話せない人も多く、友人に通訳してもらっているため、貸主の理解を得ることは難しく、入居に至るまでに時間と労力がかかりかかっている。

中小企業組合検定試験のご案内

本年度の中小企業組合検定試験の詳細が決定いたしましたので、お知らせいたします。
試験に関するお申込み、お問合せは下記お問合せ先までお願いいたします。

中小企業組合士制度とは？

中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。今、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。現在、全国で約3,200名の方が中小企業組合士に登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工中金等それぞれの分野で活躍しています。是非、この機会にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

試験日 令和元年12月1日(日)
願書受付期間 令和元年9月2日(月)～10月15日(火)
試験科目 組合会計、組合制度、組合運営
受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)
試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、鹿児島、那覇

検定試験を受けて組合士になろう!!



問題にチャレンジ! 次の文章について、正しい場合には○印を、誤っている場合には×印をつけなさい。

Q. 役員報酬は、理事会において理事と監事を区分して承認を得なければならない。



A. 正解: ×
役員報酬は、総会において理事と監事を区分して、組合員の承認を得る必要があります。

■ お問合せ先 本会 企画情報部 TEL:045-633-5134

専務理事のちょっと役に立つ話

No.24

今回のテーマは「ハザードとリスク」についてです。

両方とも危険や脅威といった意味で使用されていますが、どう違うのでしょうか。食品関連企業で話題の「HACCP」の「H」はハザードです。病原体の脅威もバイオ・ハザードなどと言われます。一方、化学物質安全規制の世界ではリスク・アセスメントといった言葉を耳にします。

ハザードは、どうやら危険や脅威そのものといった感じで使われているようです。たとえば、細菌の毒性の強さが人間に害をもたらすほどであれば、その細菌の持っている危なさハザードで表現できます。

リスクは、その細菌が実験室から逃げ出して周辺の住民に被害を与える可能性を表現しているようです。そのため、しばしば確率などの数字で示されます。「発がん性のある化学物質が1ppmの濃度で空気中に拡散した場合、地域の住民ががんにかかる確率は10万人に1人の割合」といった言い回しになります。

リスク・アセスメントは、その化学物質の取り扱い方と発がん性データ(ラットなどの動物実験結果LD₅₀など)、周辺人口などからリスクを評価するこ

とをいいます。リスク・マネジメントという言葉もあります。これは、取り扱い方をより厳重にしたり、発がん性の低い物質に代替したり、場所を人が住んでいないところに代えたりして、リスクを下げていくことです。では、10万人に1人を100万人に1人に下げたとして、それで「安心だ」と思えるかどうか、といった主観の問題が残ります。

危険や脅威に関して、身近なところでは交通事故があります。自動車という金属の塊が時速50キロで移動することはハザードです。事故のリスクは運転の仕方によって高くなったり低くなったりします。航空機もときどき墜落します。でも、500kmの移動と比較すると航空機より車の方が死亡する確率が高いようです。このように、危険や脅威はリスクで考え、ほかの手段・方法と比較すると冷静に判断できるかもしれません。

乗り物で比較すると、ちょっと恐怖を感じるロープウェイが、実は一番安全だそうです。怖いという気持ちを確率数値で解消できるか、要は「気の持ちよう」ということでしょうか。(西村)

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#24 神奈川のイセエビ

三浦半島と小田原以西の岩礁域に生息し、刺網で漁獲される。8月以降が漁の最盛期。刺身や焼き物、海老汁で極上の旨味を堪能できる。古くは江戸時代の書物にも記述があるほか、城ヶ島では毎年秋に「伊勢海老祭り」が開催されている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

9月も半ばとなりましたが、今年も、まだまだ暑い日が続いています。その一方で、朝夕には涼しさが感じられることもあり、羽織りものを持って出かける日も増えてきました。

そろそろ、『実りの秋』到来です。残暑と寒暖差を乗り切るためにも、美味しい旬のものをたくさん食べて元気に過ごしたいですね。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
企画情報部 Tel 045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE@
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

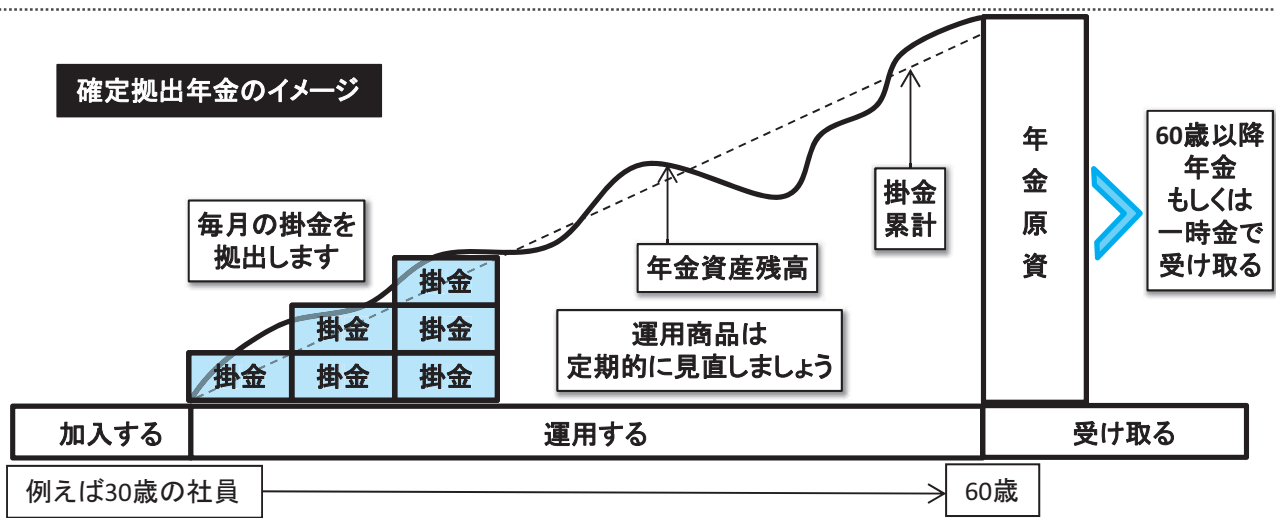
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病) 過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

＜ご連絡先＞【取扱代理店】
大樹生命保険株式会社
横浜支社 TEL: 045-345-4203

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所: 横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL: 045-461-8245
FAX: 045-461-0697

大樹生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内 **大樹生命**

BESTパートナー



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替扱月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命ビル4F TEL:042-722-6368

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

B-2019-1071 (2019.4)
使用期限 2020.3.31